

障害のある子どもの施設やサービス **児** **身** **知** **精** **難**

種 類		内 容
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援 センター	内 容 児童への日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。
		対 象 者 就学していない障害のある子ども 窓 口 子ども総合センター（9頁） 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
	児童発達支援 事業	内 容 児童への日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。 ※ 児童発達支援センターより小規模な事業所です。
		対 象 者 就学していない障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
		内 容 授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な支援などを行います。 対 象 者 就学している障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
放課後等 デイサービス	内 容 授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な支援などを行います。 対 象 者 就学している障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）	
居宅訪問型児童発達支援	内 容 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、並びに生活能力の向上のために必要な支援などを行います。 対 象 者 外出することが著しく困難であると認められた障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）	
	保育所等訪問支援	内 容 保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。 対 象 者 集団生活を行う施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など）に通う障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
障害児入所支援	障害児入所施設	内 容 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、日常生活における指導や支援、介護及び治療などを行います。 対 象 者 在宅生活が困難である障害のある子ども 窓 口 子ども総合センター（9頁）

※児童発達支援センターの利用については、子ども総合センター（9頁）若しくは総合療育センター（10頁）での判定（にこにこ通園、きらきら通園を除く）と、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）での申請手続きが必要です。

※障害児通所支援を利用する場合には、「障害児支援利用計画」が必要です。（22頁参照）

利用者負担：① 保護者の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

② 就学前の兄弟がいるご家庭では、負担上限額が軽減される場合があります。

③ 障害児入所施設を利用する場合は、食費・光熱水費等の利用者負担があります。
ただし、保護者の所得に応じて軽減措置があります。

④ 満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用者負担が無償化されます。